

果樹王国やまなし就農支援事業実施要領

(目的)

第1条 果樹王国やまなし就農支援事業（以下「本事業」という。）は、新規就農者を確保するため、親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟が規模拡大する際、又は新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。以下同じ。）が就農する際の初期負担を軽減し、経営の早期安定に資することを目的として実施する。

(事業内容)

第2条 本事業は、親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟が規模拡大する際、又は新規参入者が就農する際に必要な農業用機械等をリース方式で導入し、市町村がリース事業者へ当該農業用機械等の取得費用の一部を補助する場合、県が市町村に対して助成するものとする。

(事業対象者)

第3条 本事業に取り組むことができる者（以下「取組主体」という。）は、親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟又は新規参入者であり、それぞれの場合において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 農家子弟の場合

- ア 三親等以内の親族が経営する県内の農業経営体に就農した農家子弟
- イ 経営品目として果樹または野菜・花きまたは水稻を行う者
- ウ 就農時の年齢が55歳未満である者
- エ 補助金交付申請時に、青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定（親族と共同名義の認定を含む。）を市町村長から受けている者
- オ 農地中間管理機構を活用し、事業導入年を含む5年間のうちに次に定めるいずれかの規模拡大を目指す者
 - (ア) 果樹 露地30a以上又は施設10a以上（補助金交付申請時までに農地中間管理機構を活用して確保した経営面積が10a以上）
 - (イ) 野菜・花き 露地50a以上又は施設10a以上（補助金交付申請時までに農地中間管理機構を活用して確保した経営面積が10a以上）
 - (ウ) 水稻 10ha以上（補助金交付申請時までに農地中間管理機構を活用して確保した面積が1ha以上）

(2) 新規参入者の場合

- ア 独立自営就農し、就農5年目以内の者
- イ 経営品目として果樹または野菜・花きまたは水稻を行う者
- ウ 就農時の年齢が55歳未満である者
- エ 補助金交付申請時に、青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を市町村長から受けている者

(事業対象機械等)

第4条 本事業の対象とする農業用機械等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組主体が自ら使用するものであること
- (2) 運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホーなど、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと

(リース契約)

第5条 本事業の対象とするリース契約は、取組主体とリース事業者との間において、リース期間、リース料、リース料納入の期限及び方法、瑕疵担保、保守・修繕の方法等について明記された書面によるものとする。

(事業実施手続き)

第6条 事業を実施しようとする市町村長は、事業実施計画承認申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の計画内容の審査を行い、相当と認めたときは事業計画承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 知事は、必要に応じて公益財団法人山梨県農業振興公社が主催する就農促進会議の意見を聴くこととする。

(事業の実施)

第7条 市町村長は、事業実施計画の内容を変更しようとするときは、前条の事業計画書に準じて、速やかに変更承認の手続きをしなければならない。

(県の助成)

第8条 本事業に係る県の助成は、「果樹王国やまなし就農支援事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

(書類の提出)

第9条 この要領に基づく書類は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとする。

(留意事項)

第10条 市町村は、本事業が適切に行われるよう、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報についてリース事業者へ照会するなど配慮するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。